



令和元年7月17日 立川市広報課

送付文書 計2枚

報道機関 各位

「市民の自治会への加入の促進に関する協定」を締結します。

～市・自治会連合会・宅建協会・不動産協会の四者協定締結～

立川市は、立川市自治会連合会、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部との間で、「市民の自治会への加入の促進に関する協定」を締結します。

協定により、宅建協会、不動産協会加盟の各店舗で、住宅の販売や賃貸等の契約時に、自治会への加入促進のパンフレットの配布等を実施いただき、自治会加入率のアップを目指すものです。

協定締結式は令和元年7月22日（月）午後4時30分より、市役所201会議室にて行います。

※協定のイメージは、別紙参考資料をご覧ください。

【問い合わせ】

立川市産業文化スポーツ部

協働推進課長：^{おおすが}大須賀 一夫

TEL 042-523-2111 内線 2152

市民の自治会への加入の促進に関する協定について

◆宅建協会及び不動産協会

住宅の販売や賃貸等契約時や、協会主催の不動産相談会等のイベント時などに、自治会加入パンフレット（加入申込書入り）を配布し、市民の自治会への加入を促進する。

◆立川市自治会連合会

宅建協会及び不動産協会へ自治会加入パンフレット（加入申込書入り）を提供する。

不動産相談会等のイベント情報のチラシ回覧について協力する。

◆立川市

自治会連合会、宅建協会、不動産協会、立川市の4者間相互の連絡調整を行う。

【協定のイメージ】

